1 社債等に関する業務規程(平成15年1月10日通知)

(下線部分変更)

新

旧

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げ る用語の意義は、当該各号に定めるところ による。

(1)~(21) (略)

(22) 支払代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより短期社債等又は一般債に係る払込 (金銭に代えて金銭以外の財産を給付する場合における当該金銭以外の財産の給付を含む。以下同じ。)後から抹消までの手続を行う者として、あらかじめ機構に指定された者をいう。

(23) \sim (40) (略)

(加入者との契約)

第 26 条 (略)

2 短期社債等に係る加入者の口座を開設する場合には、前項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。

(1) • (2) (略)

(3) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。)の償還金(金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含む。以下次項、第6章、第6章の2及び第11章において同じ。)は、第52条の規定により当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げ る用語の意義は、当該各号に定めるところ による。

 $(1) \sim (21)$ (略)

(22) 支払代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより短期社債等又は一般債に係る払込後から抹消までの手続を行う者として、あらかじめ機構に指定された者をいう。

(23) \sim (40) (略)

(加入者との契約)

第 26 条 (略)

2 短期社債等に係る加入者の口座を開設する場合には、前項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。

(1) • (2) (略)

(3) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。)の償還金は、第52条の規定により当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に配分すること。

加入者に配分すること。

(4) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(決済方式の区分)

第53条 (略)

2 前項の決済方式の区分は、抹消申請機構加入者(自己又は前条に規定する委任を行った加入者のために抹消手続を行う機構加入者をいう。以下この章において同じ。)に係る資金決済会社及び短期社債等の発行者に係る資金決済会社が同一の場合には非DVP決済とする。ただし、抹消申請機構加入者に係る資金決済会社及び短期社債等の発行者に係る資金決済会社及び短期社債等の発行者に係る資金決済会社が異なる場合であって、抹消を金銭に代えて金銭以外の財産をもって行うときは、非DVP決済とする。

3 (略)

(資金決済の確認)

第 57 条 短期社債等の償還に伴う資金決済 (金銭に代えて金銭以外の財産をもって行 う償還に伴う決済を含む。以下第 58 条の 28 第 1 項において同じ。) に係る機構への 通知については、次の各号に定めるところ による。

(1) • (2) (略)

(銘柄情報に係る発行代理人からの通知)

第58条の6 (略)

(1)~(11) (略)

(12) 償還金の通貨<u>(金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合には、その旨)</u>

(13) (略)

 $2 \sim 9$ (略)

(4) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(決済方式の区分)

第53条 (略)

2 前項の決済方式の区分は、抹消申請機構加入者(自己又は前条に規定する委任を行った加入者のために抹消手続を行う機構加入者をいう。以下この章において同じ。)に係る資金決済会社及び短期社債等の発行者に係る資金決済会社が同一の場合には非DVP決済とする。

3 (略)

(資金決済の確認)

第 57 条 短期社債等の償還に伴う資金決済 第 57 条 短期社債等の償還に伴う資金決済 (金銭に代えて金銭以外の財産をもって行) に係る機構への通知については、次の各号う償還に伴う決済を含む。以下第 58 条の に定めるところによる。

(1) • (2) (略)

(銘柄情報に係る発行代理人からの通知)

第58条の6 (略)

(1)~(11) (略)

(12) 償還金の通貨

(13) (略)

 $2 \sim 9$ (略)

(決済方式の区分)

第58条の26 (略)

2 (略)

(1)~(3) (略)

- (4) 機構における抹消手続に係る一般債の 償還が金銭に代えて金銭以外の財産をも って行われる場合
- 3 (略)

(証明書の取扱い等)

第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 3 項 (法 │ 第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 3 項 (法 │ 第 115条、第 117条及び第 118条において 準用する場合を含む。) 本文の規定により、 その直近上位機関に対し、当該直近上位機 関が備える振替口座簿の自己口に記録又は 記載されている短期社債等又は一般債につ いて法第68条第3項各号(法第115条、第 117 条及び第 118 条において準用する場合 を含む。)に掲げる事項を証明した書面(以 下「証明書」という。)の交付を請求するこ とができる。ただし、当該短期社債等又は 一般債について、既に証明書の交付を受け た者であって、当該証明書を当該直近上位 機関に返還していないものについては、こ の限りでない。

2 (略)

- 3 第1項の規定により証明書の交付を受け た加入者は、当該証明書を同項の直近上位 機関に返還するまでの間は、当該証明書の 対象となった短期社債等又は一般債につい て、振替の申請、抹消の申請又は償還金(当 該証明書の対象が一般債である場合には、 繰上償還金を含む。)の受領をすることがで きない。

(決済方式の区分)

第58条の26 (略)

2 (略)

(1)~(3) (略)

(新設)

(略)

(一般債における証明書の取扱い等)

第 115条、第 117条及び第 118条において 準用する場合を含む。) 本文の規定により、 その直近上位機関に対し、当該直近上位機 関が備える振替口座簿の自己口に記録又は 記載されている一般債について法第 68 条 第3項各号(法第115条、第117条及び第 118条において準用する場合を含む。)に掲 げる事項を証明した書面(以下「証明書」 という。)の交付を請求することができる。 ただし、当該一般債について、既に証明書 の交付を受けた者であって、当該証明書を 当該直近上位機関に返還していないものに ついては、この限りでない。

2 (略)

- 3 第1項の規定により証明書の交付を受け た加入者は、当該証明書を同項の直近上位 機関に返還するまでの間は、当該証明書の 対象となった一般債について、振替の申請、 抹消の申請又は償還金(繰上償還金を含 む。) の受領をすることができない。
- 4 間接口座管理機関は、加入者に証明書の 4 間接口座管理機関は、加入者に証明書の 交付を行った場合には、直ちに、当該間接 交付を行った場合には、直ちに、当該間接

口座管理機関の直近上位機関に対し、その 旨並びに当該証明書の対象となった<u>短期社</u> 債等又は一般債の銘柄及び金額を通知しな ければならない。

5 (略)

6 機構加入者は、加入者に証明書の交付を 行った場合又は前2項の通知を受けた場合 には、直ちに、機構に対し、その旨、当該 証明書又は通知の対象となった<u>短期社債等</u> 又は一般債の銘柄及び金額並びに当該<u>短期</u> 社債等又は一般債</u>の銘柄が記録されている 機構が備える振替口座簿における区分口座 を書面により通知しなければならない。

7 (略)

- 8 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から第6項の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金(当該証明書の対象が一般債である場合には、繰上償還金を含む。)の支払いが行われないようにするために必要な措置を行うとともに、当該短期社債等の銘柄の発行者(支払代理人が選任されている場合には、支払代理人)又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。
- 9 機構は、機構加入者から証明書の返還が 行われた場合又は第7項において読み替え て準用する第6項の通知を受けた場合に は、前項の措置を解除するために必要な措 置を行うとともに、当該証明書又は通知の 対象となった<u>短期社債等の銘柄の発行者</u> (支払代理人が選任されている場合には、 支払代理人)又は一般債の銘柄の支払代理

口座管理機関の直近上位機関に対し、その 旨並びに当該証明書の対象となった<u>一般債</u> の銘柄及び金額を通知しなければならな い。

5 (略)

6 機構加入者は、加入者に証明書の交付を 行った場合又は前2項の通知を受けた場合 には、直ちに、機構に対し、その旨、当該 証明書又は通知の対象となった一般債の銘 柄及び金額並びに当該一般債の銘柄が記録 されている機構が備える振替口座簿におけ る区分口座を書面により通知しなければな らない。

7 (略)

8 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から第6項の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった一般債の銘柄及び金額並びに当該一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金(繰上償還金を含む。)の支払いが行われないようにするために必要な措置を行うとともに、当該一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。

9 機構は、機構加入者から証明書の返還が 行われた場合又は第7項において読み替え て準用する第6項の通知を受けた場合に は、前項の措置を解除するために必要な措 置を行うとともに、当該証明書又は通知の 対象となった一般債の銘柄の支払代理人に 対し、当該証明書又は通知に係る内容を書 面により通知する。 <u>人</u>に対し、当該証明書又は通知に係る内容 を書面により通知する。

2 附 則

この改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係る手数料に関する規則(平成20年12月8日通知)(下線部分変更)

新		旧	
別表	社債等振替制度に係る手数料表	別表	社債等振替制度に係る手数料表
	(別紙(新)参照)		(別紙(旧)参照)

2 附 則

この改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料表

- I. 短期社債等
- 1. (略)
- 2. (略)
- 3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機	振替口座簿記録事項証	1 通につき 500 円
事項証明書交付	構加入者及び利害関係人	明書の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
手数料			に当該帳票の枚数が10枚を超える部分の1枚につき10円を加算した金額とする。
振替口座簿記録	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた	振替口座簿記録情報フ	1ファイルにつき 500円
情報ファイル提	機構加入者及び利害関係人	ァイルの作成・提供	ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁
供手数料			数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
社債等に関する	社債等に関する業務規程第68条の2第1項に	社債等に関する業務規	<u>1</u> 通につき <u>500 円</u>
業務規程第68条	基づく証明書の交付を受けた機構加入者	程第68条の2第1項に	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500円
の2第1項に基づ		基づく証明書の作成・	に当該帳票の枚数が10枚を超える部分の1枚につき10円を加算した金額とする。
く証明書交付手		<u>交付</u>	
<u>数料</u>			
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄一覧画面の情報照	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
	会を行った発行者、発行代理人、支払代理人		
	及び機構加入者		
ダウンロード手	統合Web端末を利用して口座残高照会デー	データのダウンロード	1 件につき 100 円
数料	タ、口座処理明細照会データ又は申請進捗管	処理	
	理データのダウンロードを行った発行者、発		
	行代理人、支払代理人及び機構加入者		

4. (略)

- Ⅱ.一般債

- 1. (略) 2. (略) 3.その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徵収料率
振替口座簿記録	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた	振替口座簿記録事項証	1 通につき 500 円
事項証明書交付	機構加入者及び利害関係人	明書の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
手数料			に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
振替口座簿記録	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受け	振替口座簿記録情報フ	1ファイルにつき 500円
情報ファイル提	た機構加入者及び利害関係人	ァイルの作成・提供	ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁
供手数料			数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確	元利金請求内容情報及	1 通につき 500 円
情報及び決済予	認書の交付を受けた機構加入者及び支払代	び決済予定額情報確認	ただし、1 通の確認書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
定額情報確認書	理人	書の作成・交付	に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
交付手数料			
元利金請求内容	元利金請求内容情報及び決済予定額情報フ	元利金請求内容情報及	1ファイルにつき 500円
情報及び決済予	ァイルの提供を受けた機構加入者及び支払	び決済予定額情報ファ	
定額情報ファイ	代理人	イルの作成・提供	
ル提供手数料			
社債等に関する	社債等に関する業務規程第68条の2第1項	社債等に関する業務規	1 通につき 500 円
業務規程第 68 条	<u>に基づく</u> 証明書の交付を受けた機構加入者	程第68条の2第1項に	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
の2第1項に基づ		基づく証明書の作成・	に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
<u>く</u> 証明書交付手		交付	
数料			
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行	照会情報の作成・処理	1件につき 100円
	代理人、支払代理人及び機構加入者		
ダウンロード手	統合Web端末を利用して口座処理明細デ	データのダウンロード	1件につき 100円
数料	ータ又は申請進捗管理データのダウンロー	処理	
	ドを行った発行代理人、支払代理人及び機構		
	加入者		
4 (m々)	•		

4. (略)

Ⅲ. (略)

IV. (略)

社債等振替制度に係る手数料表

- I. 短期社債等
- 1. (略)
- 2. (略)
- 3. その他サービス

<u> 3. C V) </u>			
手数料項目	徵収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機	振替口座簿記録事項証	1 通につき 500 円
事項証明書交付	構加入者及び利害関係人	明書の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
手数料			に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
振替口座簿記録	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた	振替口座簿記録情報フ	1ファイルにつき 500円
情報ファイル提	機構加入者及び利害関係人	ァイルの作成・提供	ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁
供手数料			数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄一覧画面の情報照	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
	会を行った発行者、発行代理人、支払代理人		
	及び機構加入者		
ダウンロード手	統合Web端末を利用して口座残高照会デー	データのダウンロード	1 件につき 100 円
数料	タ、口座処理明細照会データ又は申請進捗管	処理	
	理データのダウンロードを行った発行者、発		
	行代理人、支払代理人及び機構加入者		

4. (略)

- Ⅱ.一般債
- 1. (略)
- 2. (略)
- 3. その他サービス

手数料項目	徵収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた	振替口座簿記録事項証	1 通につき 500 円
事項証明書交付	機構加入者及び利害関係人	明書の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
手数料			に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
振替口座簿記録	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受け	振替口座簿記録情報フ	1ファイルにつき 500円
情報ファイル提	た機構加入者及び利害関係人	ァイルの作成・提供	ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁
供手数料			数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確	元利金請求内容情報及	1 通につき 500 円
情報及び決済予	認書の交付を受けた機構加入者及び支払代	び決済予定額情報確認	ただし、1 通の確認書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
定額情報確認書	理人	書の作成・交付	に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
交付手数料			
元利金請求内容	元利金請求内容情報及び決済予定額情報フ	元利金請求内容情報及	1ファイルにつき 500円
情報及び決済予	ァイルの提供を受けた機構加入者及び支払	び決済予定額情報ファ	
定額情報ファイ	代理人	イルの作成・提供	
ル提供手数料			
社債権者集会用	社債権者集会用証明書の交付を受けた機構	社債権者集会用証明書	1 通につき 500 円
証明書交付手数	加入者	の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
料			に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行	照会情報の作成・処理	1件につき 100円
	代理人、支払代理人及び機構加入者		
ダウンロード手	統合Web端末を利用して口座処理明細デ	データのダウンロード	1件につき 100円
数料	ータ又は申請進捗管理データのダウンロー	処理	
	ドを行った発行代理人、支払代理人及び機構		
(m/r)	加入者		

4. (略)

Ⅲ. (略)

IV. (略)